

速報 オンライン資格確認義務化に対する経過措置が決定

中医協は、12月21日、23日に総会を開催し、2023年4月と公表されているオンライン資格確認（オン資）義務化のスタートをめぐる議論、および義務化の除外対象とする規定や、後発医薬品の供給不安定に対する措置などについて協議しました。以下、同総会で決定したオン資義務化の経過措置・免除相当などの内容を掲載します。

【オンライン資格確認義務化 経過措置が適応される事例について】

●下記内容に該当する場合は2023年4月時点の義務化が猶予（（5）・（6）は免除相当）される。猶予期間は、それぞれの区分ごとに設定されている。なお、下記措置の適用には厚生局への届出が必要。

経過措置の対象となる保険医療機関（要事前届出）	
やむを得ない事情	期限
(1)2023年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関（システム整備中）	システム整備が完了する日まで（遅くとも2023年9月末まで）
(2)オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関（ネットワーク環境事情）	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで
(3)訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の運用開始（2024年4月）まで
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関	改築工事が完了するまで、臨時施設が終了するまで

実質的に免除の対象となる保険医療機関（要事前届出）
(5)2024年秋までに廃止または休止することを計画している保険医療機関
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ●「特に困難な事情」は、例えば以下の場合が想定されている。個々の事例について疑義が生じた場合には、地方厚生（支）局を通じて厚生労働省保険局データ企画室に照会する。 ①自然災害等により継続的に導入が困難となる場合 ②高齢の歯科医師でレセプト取扱件数が少ない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての常勤歯科医師が70歳以上でレセプト件数が月平均50件以下が対象 ※65～69歳は個別に判断される ③の他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合など ※「特に困難な事情」が解消された場合は免除の対象から外れる

※紙レセプトにて診療報酬請求を行う医療機関については、免除の対象となることが8月の中医協総会で既に示されている。